

令和 5 年 6 月 13 日
国際課学術交流係

令和 6（2024）年度二国間交流事業への応募について

標記事業に応募なさる先生方におかれましては、以下をよくお読みいただき、必ず学内提出期限（※）までに電子申請システム上で提出いただきますよう、お願いいたします。
※各事業の学内提出期限は、国際課ウェブサイトでご確認ください。

http://kokusai.office.uec.ac.jp/jsps_etc/jsps.html（学内からのみ閲覧可能）

<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/shinsei/index.html>

（JSPS 国際交流電子申請システム）

1. **JSPS 国際事業用 ID、PW** をご確認ください。科研費への応募の際に使用する ID とは異なります。まだ ID をお持ちでない、他大学から転任して所属が前任のまま、失念された等の場合は国際課学術交流係 (kokusai-k@office.uec.ac.jp) までご連絡ください。
2. **代表者（申請者）は原則として常勤の研究者**となりますので、常勤以外の方はまず学術交流係までご相談ください。また、科研費の応募資格は必須ですので、本学での科研費応募資格がない方についてはご相談いただいてもご希望には沿えません。
3. 申請書作成にあたっては、**募集要項**をよくお読みください。以下の URL よりご覧いただけます。
https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_bosyu/7_chuijikou.pdf
4. 申請書類を電子申請システム上でご提出ください。申請書類を必ず学内提出期限までに電子申請システム上で提出し、電子申請システムで申請書を提出した旨、国際課学術交流係 (kokusai-k@office.uec.ac.jp) にメールで連絡してください。
5. 審査基準 詳しくは募集要項 5～6 頁
【学術的価値】、【相手国との交流の意義】、【社会的貢献】、【若手研究者養成への貢献】、【実現可能性及び将来発展可能性】
経費の額と用途が適切であること（共同研究の場合は旅費が 50%以上）
セミナー開催においては、開催地が妥当であること
オープンパートナーシップ枠においては交流相手が特定の国・地域に偏らないこと

6. その他

応募前に**安全保障貿易管理**の規制にあたっていないか確認し、検討段階で輸出管理マネージャーに相談してください。

その結果、申請が許可されない（辞退せざるを得ない）こともありますので、十分にご注意ください。

【安全保障貿易管理（安全保障輸出管理）学内サイト】

<http://kenkyo.office.uec.ac.jp/gakunai/anpo/index.html>

【参考：外国ユーザーリスト（経産省サイト）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/EUL_3.pdf

7. 採択後について

- 受託事業として1年ごとに JSPS と大学で契約書を締結します。年度毎に計画書を作成し、報告書を提出することになります。
- 年度当初に一律減額（5%前後）が行われる場合があります。
- 費目は外国旅費、国内旅費、物品費、人件費・謝金、その他（学会参加費等）、消費税となりますが、税は大学が負担するので、計上する必要はありません。
- 旅費（外国＋国内）が50%以上である必要があります。（ここ数年は新型コロナウイルスの影響による特例として30%を超える費用の流用が認められていましたが、念のため、30%の流用制限に備えて、可能であれば満遍なく費用を計上しておいた方が計画変更の申請手続きを行わなくても良くなる可能性が高いです。）
- 共同研究で相手国以外への渡航は成果を広く発表する目的以外では出来ません。年度途中で必要になった場合は計画変更の申請を行います。発表者（第3国への渡航者）が変更になった場合も必要です。
- 出張等に使用出来るのは研究参加者のみです。参加者一覧に未記載者については、忘れず参加者一覧に追加してください。